

ラオスにおける経済特区に関する首相令の改定について

2018年9月1日

One Asia Lawyers ラオス事務所

藪本 雄登

内野 里美

1. はじめに

2012年より首相府の下で、経済特区に関する首相令（以下、SEZ 首相令）の改定が進められてきました。2014年頃から首相令から法律へ格上げされるという話もありましたが、結果的には、2010年のSEZ 首相令（No443）、タートルアン湿地帯及びラオス国内の経済特区への投資に関する追加方針に関する大臣合意（No75）に置き換わるかたちで、SEZ 首相令が2018年7月19日に官報掲載、15日後の2018年8月2日に施行されています。同首相令は、すべての経済特区に即時に適用されるわけではなく、既存の経済特区が定める独自の規定や政府との契約内容は、その有効期間が終了するまでは、変更はされません（同首相令第64条3項）。

同首相令の改正については、各種税金の免税期間及び税率が注目されておりましたが、主な改正点は以下の通りとなっています。

経済特区・特定経済特区に関する首 相令（No443）		経済特区（SEZ）に関する首相令法（No188）	
2条	経済特区・特定経済特区	2条	経済特区（Special Economic Zone “SEZ”） → 特定経済区の概念削除 【SEZの定義】 ハイテク、クリーンな生産、新技術を用いた農業製品生 産、省エネ・省資源生産などの優先業種への投資を促進、 持続的発展を可能とする地域）
3条	ディベロッパーとは、ラオス政府か らビジネス、生産、サービスの拠点 としての環境整備、インフラ整備等 において、SEZ の開発を許可され た個人、法人、団体	3条	ディベロッパーとは、ラオス政府からSEZインフラ開発 に投資をすることを許可された法人 →定義から個人が削除
50条	土地管理局が SEZ 委員会に土地利 用権を発行	51条	天然資源環境省がディベロッパーに土地利用権を発行、 SEZ 委員会が投資事業者に土地利用権を発行
		52条	土地利用 ディベロッパーは、事業に直接使用することを目的とした 土地は80%を超えて使用できず、残りの土地は、公共の場 や緑地のために使用する必要がある。
	1. 関税、税金に関しては、SEZ 委員会が、投資の規模、活動内容、事	41条	ディベロッパーに対する関税、税金に関する優遇措置 1. 輸出入にかかる関税及び税金の優遇措置は投資奨励法

37条	<p>業分野によって様々な関税や税金の免税あるいは減税の優遇措置を検討する。ただし、課す税金は、関税法や税法の定める税率を上回らないものとする。</p> <p>2. SEZ 内で使用されるラオス国内から搬入された材料は、輸出品としてみなされ、免税、減税の優遇措置をうけることができる。</p> <p>3. 投資奨励法 58 条に従い、土地借用権、その他固定資産の所有権に対しての優遇措置が受けられる。</p>	<p>に従う</p> <p>2. 製造業、観光開発業、医療保健サービス、教育、スポーツ及び不動産開発業従事する事業者の法人税の優遇措置は以下の通り。</p> <p>地区 1¹ : 16 年間の免税</p> <p>地区 2² : 8 年間の免税</p> <p>各地区、免税期間終了後、5 年間は税法で定める法人税率の 35% の税率に減税。その後は、税法の定めに従う。</p> <p>3. SEZ 内の道路工事、電力整備、水道設備、下水処理システム整備及び廃棄物処理整備に従事する事業者は、付加価値税 (VAT) が免税される。インフラ整備事業者は、VAT 法が定める税率の 50% に減税される。</p>
	44 条	<p>投資家に対する関税、税金に関する優遇措置</p> <p>※詳細は、以下、本文をご覧ください。</p>



特に経済特区に進出する投資家に対する免税恩典について解説いたします。

2. 法人税

改正投資奨励法では、SEZ は地区 3 として規定されています。SEZ の免税期間は、改正投資奨励法第 11 条で規定されている、地区別に定められている免税期間 + 2 年と定められています。また、投資奨励業種の中で、特定の分野の業種に対しては、下記の表のとおり、免税期間が終了後 5 年間、さらに減税の恩典が受けられます。

¹ 地域 1 : 貧困地域、遠隔地、投資に対する社会経済のインフラが整備されていない地域への投資

² 地域 2 : 社会経済インフラの整備がある程度進んでいる地域への投資

地区 (投資奨励法に基づく分類)	奨励業種分野 ³	投資奨励法に基づく奨励業種分野分野 (2、3、5、6)
地区1 免税期間	10年	+5年
地区2 免税期間	4年	+3年
SEZ (地区3) 地区1及び地区2の各免税期間終了後、追加免税期間	+2年	奨励業種分野 (3, 4, 5, 6) 免税期間終了後5年間は、税法で定める法人税率の35%の税率へ減税 ⁴

3. 付加価値税（以下、VAT）

- 1) 100%海外輸出用生産工場建設にかかる VAT は免税となります。生産活動に必要な電気代及び水道代にかかる VAT 率は、通常の 50%減となります。
- 2) 100%海外輸出用ではない工場の建設及び投資家の事業活動に必要なインフラ開発工事にかかる VAT 率は、通常の 50%減となります。
- 3) 国内販売用商品生産のために輸入する原料、機器及び SEZ 内で生産、加工又は組み立てに必要な部品の輸入にかかる関税や税金は、関税法や税法に従う必要があります。

3<奨励業種分野（投資奨励法第9条）>

(1) 高度で最先端な技術、科学技術の研究、研究および開発、テクノロジーの使用、環境に優しい天然資源エネルギーの節約に資する事業
 (2) クリーンな農業、無農薬、品種生産、家畜改良、工芸作物栽培、森林開発、環境および多様性の保護、地方開発、貧困削減に資する事業
 (3) 環境に優しい農業生産物の加工、国の伝統・独自の加工品、手工芸品
 (4) 環境に優しく持続可能な自然、文化、歴史観光産業
 (5) 教育、スポーツ、人材開発(人的資源開発)、職業技術、職業訓練所、教材およびスポーツ用品の生産
 (6) 高度な医療施設、医薬品および医療器具製造工場、伝統医薬品の製造と治療施設の開発
 (7) 都市の渋滞緩和、居住地域整備のための公共サービス・インフラ施設への投資運営開発、農業、工業用インフラ建設、商品輸送サービス、越境サービス
 (8) 銀行融資を受けることが難しい貧困地域およびコミュニティに対する貧困解決のための政策銀行、マイクロファイナンス事業
 (9) 国内製造および世界的に有名なブランドの販売促進のための近代ショッピングセンター開発運営、工業、手工芸品、農業分野の展示場の開発運営

4 (例) 法人税 24%だとすると $24\% \times 0.35 = 8.4\%$ (法人税率)

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal